

平成31年度  
筑波大学法科大学院  
[ビジネス科学研究科法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題 (民事法)

(120分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて4枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙のそれぞれに受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。
- 9) 民法については、新法（平成29年6月2日法律第44号による改正後の法）に基づいて、解答してください。

## 民法（配点150点）

下記の【第1問】および【第2問】に答えなさい。

### 【第1問】（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

#### 〔事例〕

2020年6月5日、Aは、Bとの間で、自己が所有しその登記も具備している甲土地を時価相当額の6000万円で売却する契約を締結した。

2020年7月19日、Aは、甲土地の所有権登記をBに移転する前に、不動産業者であるCとの間で、甲土地を代金5000万円で売却する契約を締結した。Cは、甲土地が既にBへ売却されていたという事実を知らず、急ぎよ金銭を必要とする事態になったとのAの言を信じて、甲土地を時価よりも安値で購入した。

2020年7月24日、Cは、Dとの間で、甲土地を代金6000万円で売却する契約を締結した。Dは、この契約の時点で、BがAから甲土地を購入したことを知っており、Bに高値で買い取らせることを目的として、自らCに連絡を取って甲土地を購入した。

甲土地の登記は、2020年8月3日にAからCへ、同月17日にCからDへと移転された。

現在は、2020年10月10日である。

#### 【設問】

Bは、2020年10月1日に、Dから甲土地を代金1億円で買い取るよう求められたのをきっかけとして、〔事例〕記載の一切の事実を知るに至った。

Bが、Dに対して、甲土地の所有権移転登記を求めることができるかについて、Bの主張およびDの主張の双方を明らかにしつつ、検討しなさい。

## 【第2問】（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 〔事例〕

2020年7月18日、A社は、B社との間で、返済期限を1年後、利息を年3パーセントで計算した額とする約定で、3000万円を貸し付ける契約を締結し、B社に対して、3000万円を交付した（以下、この金銭消費貸借契約に基づきA社がB社に対して取得した貸金返還債権を「甲債権」という。）。また、同日、C社は、B社からの委託を受け、A社との間で、甲債権を連帯して保証する契約を締結した。そして、A社とC社は、この連帯保証契約について書面を作成した。

2021年6月末頃、A社は、緊急に資金を用意する必要に迫られた。そこで、同年7月5日、A社は、D社との間で、甲債権を代金2400万円で譲渡する契約を締結した。また、同月7日、A社は、B社に対して、甲債権をD社に譲渡した旨を記載した書面を内容証明郵便で送付し、この書面は、同月9日の15時頃、B社のもとに到達した。その後、同月10日になって、A社は、D社から、2400万円の交付を受けた。なお、C社は、現在に至るまで、A社またはD社から甲債権がD社に譲渡された旨を記載した書面の送付を受けていない。

2021年7月6日、A社は、E社との間で、甲債権を代金2000万円で譲渡する契約を締結した。また、この甲債権の譲渡について、同月8日付で、債権譲渡登記ファイルに譲渡の記録がされた。その後、同月15日に、E社は、B社に対して、甲債権の譲渡についての登記事項証明書を交付して通知し、この通知は、翌日の15時頃、B社のもとに到達した。なお、C社は、現在に至るまで、A社またはE社から甲債権がE社に譲渡された旨を記載した書面の送付を受けていない。

2021年7月20日、B社は、D社に対して、甲債権およびその利息のすべてを弁済した。

現在は、2021年8月1日である。

### 【設問】

E社が、誰に対して、どのような請求をすることができるかについて、検討しなさい。

## 民事訴訟法（配点50点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 〔事例〕

建設工事・建築工事などを事業上の目的とする株式会社X工務店（以下「X」という。）は、Yを被告とし、Yから請け負った門扉設置工事（以下「本件工事」という。）を完成したとして、請負代金300万円の支払を求めて訴えを提起した。Yは、第1回口頭弁論期日に出頭し、Xが本件工事を完成したこと自体は争わないが、Xが別途Yから請け負った家屋新築工事（工事代金額3000万円）と併せてXが無償で工事すると明言したので本件工事をするのを認めただけで、本件工事代金を支払うことを約した事実はなく、本件工事代金を支払う義務はないと争った。

裁判長Jは、第1回口頭弁論期日において、XおよびYに対し、「商法第4条の商人であるXには、本件事実関係のもとでは、商法第512条の報酬請求権があるのではないか。」と述べた（以下「本件発言」という。）。

### ※ 商法

（定義）

第四条 この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。

（報酬請求権）

第五百十二条 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。

### 【設問】

仮に、裁判長Jが本件発言をせず、Xも商法第512条の主張をしないまま訴訟手続が進行し、弁論手続が終結したものとする。その後、商法第512条の報酬請求権があるとの心証を得た裁判長Jが300万円の支払を認容する判決を言い渡すことが許されるかどうかについて、検討しなさい。

また、裁判長Jの本件発言について、その民事訴訟法上の根拠、この権限の行使のあり方に関する2つの分類およびその内容を説明した上で、本件発言が許されるかどうかについて、前段の検討結果を踏まえて検討しなさい。

平成31年度  
筑波大学法科大学院  
[ビジネス科学研究科法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題 (刑事法)

(90分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**3**枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙のそれぞれに受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

## 刑法（配点100点）

以下の〔事例〕を読んで、甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

### 〔事例〕

指定暴力団α組の幹部甲は、組長Aから、友好関係にある指定暴力団β会の会長Bの上京にあたり、接待を命じられた。甲は、配下に300名余りの組員を抱えており、甲を専属で警護する乙がいた。乙は、甲の外出時は終始行動を共にし、甲の警護に留まらず、身の回りの世話の一切をする役割を担っており、甲と乙の間には、個々の任務の実行に際して甲の指示がなくとも、その気持ちを忖度して、乙が役割を果たすという共通認識があった。

今回のBの接待においても、乙は、甲と行動を共にしていた。甲は、乙およびBを伴って、T市にあるホテル付ゴルフ場「γ倶楽部」に赴くと、フロント係の職員Cに施設利用を申し込み、ゴルフを楽しんだ。なお、「γ倶楽部」では、約款において、暴力団員の入場および施設利用を禁止していた。そのため申込み時に、甲は、Cの指示に従い、「暴力団員と交流がありますか」というアンケート項目に「ない」と記載し、「私は、暴力団とは一切関係がありません」と記載された誓約書に署名し提出していた。

その夜、「γ倶楽部」付属のホテルに宿泊した甲は、乙に対して、「そういえば、あのフロント係、いい女だったな。お前、どう思う。」などと言った。そこで、乙は、「甲は、Cを手込めにしたいから連れて来い、と言っているのだ」と考えた。このような場合、まず、乙が相手を脅して抵抗力を奪った後に、甲が性交等をするのが通例であった。そこで、乙は、深夜12時頃、Cが1人で勤務しているのを確認すると、フロントに電話をかけ、「バスタオルがないので、部屋まで持ってきて下さい。」と申し向け、Cを部屋に呼び出した。乙は、やってきたCの手を掴んで部屋に引きずり込むと、抵抗するCの顔面を殴打した上でベッドに押し倒し、「静かにしないと殺すぞ。」と言いながら押さえつけた。これにより、Cは、手首などに全治1週間の打撲傷を負った。

すると、そこに現れた甲が、「ご苦労だ、俺に代われ。」と言って乙を隣室に下がらせた。甲は、Cに近づくと、脅えるCに対して、「おまえ、高そうな指輪をしているな。そうだ、ついでに、それも貰おうかな。」と申し向けた。Cが、泣きながら指輪を差し出したところ、甲が、これをポケットに入れようと下を向いたため、その隙に、Cは、甲を突き飛ばすと、部屋から逃げ出した。

## 刑事訴訟法（配点50点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 〔事例〕

被告人 X は、平成30年7月15日に V の自宅に侵入して現金を窃取したという住居侵入および窃盗の罪で起訴された。公判において、X は無罪を主張した。

公判における検察官 P1 は、「被告人による本件犯行の計画の存在」を立証趣旨として、X の友人である W の供述を録取した調書1通（以下「本件調書」という。）の取調べを請求した（以下「請求1」という。）。本件調書に録取されている W の供述は、捜査の段階で検察官 P2 が実施した取調べにおけるものである。本件調書には W の署名がある。

本件調書には、以下の供述が録取されている。

「平成30年7月13日の夕方に私が X に電話したところ、『V の家には、かなりのタンス預金があるらしい。V の家に誰もいない時を見計らって、この金を頂戴する。窓のガラス面にテープを貼って工具で叩き割れば、近所の人間にも気づかれずに V の家に侵入できるはずだ。』という発言が X 自身の口から出てきました。」

X の弁護人 D は、請求1に対して、「取調べに不同意。」と述べた。この意見を受けて、P1 は、請求1を撤回し、W に対する証人尋問の実施を請求した。裁判所は、W を証人として採用した。

証人 W は、P1 による主尋問において、「私が X に電話したのは平成30年7月17日の夕方で、その時の X の話は、V が何者かにタンス預金を奪われたと言っていた、という内容でした。取調べの際に検察官 P2 さんに話したことは、記憶違いでした。」と述べた。

この証言を受け、P1 は、V に電話した時の会話の内容・状況や取調べを受けた時の取調べの内容・状況に関して、繰り返し W に質問した。W は、いずれの質問に対しても応答に渋滞しがちであり、応答の大半もしどろもどろであった。

P1 は、W に対する証人尋問を終えた段階で、請求1と同じ立証趣旨を挙げ、再び本件調書の取調べを請求した（以下「請求2」という。）。D は、請求2に対して、改めて「取調べに不同意。」と述べた。

### 【設問】

請求2を受けた裁判所が本件調書を証拠とすることが許されるかどうかについて、具体的事実を挙げて論じなさい。

平成31年度  
筑波大学法科大学院  
[ビジネス科学研究科法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題 (公法)

(60分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**2**枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙のそれぞれに受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

## 憲法（配点100点）

以下の〔事例〕における裁判所の決定の合憲性について、論じなさい。

### 〔事例〕

著名な国会議員（現職）Aの子であるXは、祖父（Aの父で故人である。）も首相などを歴任した、いわゆる政治家一族の中で生まれ育ってきたこともあり、次の国政選挙での出馬の可能性をささやかれていた。Xは、職場の同僚Bと婚姻し、アメリカに転勤となったBとともに渡米したが、その後、単身で帰国した。やがて、両者は、別居状態となって、離婚した。

全国的に著名な雑誌「月刊文京」を発行しているY社のC記者は、XとBの離婚の事実およびそれに至る経緯を知り、X、AおよびBに無断で上記離婚の事実およびそれに至る経緯を伝える記事を、月刊文京2018年10月号に掲載することとし、同誌前号（同年9月号）巻末の次号予告欄に「独占スクープ：Aの長女わずか1年で離婚。母の猛反対を押し切って入籍した新妻はロスからひっそり帰国」という記事の表題を記載した。

これを見たXは、直ちに、かつてCから受け取った名刺の連絡先に電話をしたところ、同記事の概要および同記事を次号に掲載する予定を変更するつもりはまったくない旨、直接Cから伝えられた。Xは、上記離婚の事実およびそれに至った経緯を世間に広く知られたくはないと考え、裁判所に月刊文京2018年10月号の印刷および頒布の禁止を命ずる仮処分の申請を行ったところ、裁判所は同申請を認める決定を下した。